仕　様　書

1　委託業務件名

防衛大学校における防衛省共済組合防衛大学校支部が委託する売店の設置及び経営

2　業務内容

防衛大学校内における売店の設置及び経営

3　相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省共済組合防衛大学校支部長（以下、「甲」という。）が本業務を行う業者（以下、「乙」という。）を決定する。

4　契約の締結

(1)　乙は、売店の受託経営に関する経営委託契約を甲と取り交わさなければならない。

(2)　甲は、次の各号に該当する場合は、委託契約を解除し、又は中断することができる。

ア　乙が契約条項に違反したとき。

イ　国または甲において、使用物件を必要とするとき。

ウ　乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう．以下同じ。）が、暴力団（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう．以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

エ　乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

オ　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

カ　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

キ　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3)　委託契約期間が満了したとき、前項により委託契約を解除された場合又は乙が自己都合による解除をするときは、乙は直ちに自己の負担で使用施設を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、乙は甲に対し、一切の補償を請求することはできない。

なお、原状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備、グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品等の撤去を含む。

5　乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3)　経営委託契約を遵守できること。

(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6　管理手数料等の納付

(1)　管理手数料

ア　乙は、甲に売上額に応じた管理手数料を支払うこと。

イ　管理手数料の月額算出方法は、別紙のとおりとする。

(2)　使用料

甲が設置した物品を使用する場合は、使用料（固定資産税及び消費税を加算）を徴収する。貸与物品の有無・品目については業者決定後別途調整する。

(3)　光熱水料

使用料に基づき、月額を徴収する。

(4)　納付期日

(1)、(2)は翌月１５日まで（甲から納付書を送付）。(3)は会計課より別途通知

7　経営受託期間

令和８年９月１日以降の決定する日～令和１２年３月３１日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、５年を超えない期間で委託契約を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。売店の設置、撤去等に要する期間は経営委託期間に含む。

8　費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

9　名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10　管理責任

(1)　乙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2)　乙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し，損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(3)　乙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(4)　乙の従事者は，日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(5)　乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

11　衛生等の健康保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成１０年法律第１１４号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12　情報保全の順守

(1)　乙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2)　乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13　損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14　自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の６ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

15　業務仕様

(1)　乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、乙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し，価格を変更することができる。

(2)　本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3)　乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
(4)　売店の設置、移設及び撤去に関わる費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
(5)　乙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲の承認を得るとともに，甲等の指示に従うこと。
(6)　乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。なお、使用物件の維持保存とは、例えば排水管、空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものとする。
(7)　乙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、乙は，停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲に対して損害の賠償その他の申立をしないこと。
(8)　販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
(9)　乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
(10)　乙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は，即時に対応すること。
(11)　乙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い，衛生管理について一切の責任を負うものとする。
(12)　乙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。
(13)　乙は、月別売上金額を翌月初日に、月別収支計算書を翌月１０日までに、年間損益計算書を翌年５月末日までに担当職員に提出すること。
(14)　乙は、本業務の従事者に関わる書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には，担当職員に提出しなければならない。
(15)　乙は、販売商品に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し，甲の指示（商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
(16)　乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
(17)　乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により、甲又は売店利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない場合がある。
(18)　売店の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
(19)　本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

16　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第５条第２号に該当する情報を除き開示するものとする。

17　仕様の細部

仕様の細部は、仕様書その２のとおり。

18　貸与物品等

(1)　乙は、甲に貸与物品の使用料を支払うこと。使用料は年度ごとに別途指示する。なお、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

(2)　乙は、自己の都合により本業務を解除した場合、甲に対し残期間に相当する使用料を請求することはできない。

別　紙

管理手数料の月額の算出等について

1　常設委託売店を使用する経営委託の場合

(1)　経営委託期間が１会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、５年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が１会計年度を経過しているときを含む。）

○　計算式（※ １）:（A＋B＋C）× 次の表に掲げる前年度売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率÷１２

A：前年度の標準税率対象商品の売上額

B：前年度の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

C：前年度の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額（※２）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

前年度売上額（A）	手数料率（B）	納付期日
３６０万円未満	０％	当月の１５日
３６０万円以上４８０万円未満	１％	
４８０万円以上６００万円未満	２％	
６００万円以上７２０万円未満	３％	
７２０万円以上８４０万円未満	４％	
８４０万円以上	５％	

※ チケット業者による印紙及び証紙の売上額はCに含めずAに含める。

(2)　経営委託期間が１会計年度を経過していない場合

○　計算式：（A＋B＋C）×次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

A：各月の標準税率対象商品の売上額

B：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

C：前年度の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額（※）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

各月売上額（A）	手数料率（B）	納付期日
３０万円未満	０％	翌月の１５日
３０万円以上４０万円未満	１％	
４０万円以上５０万円未満	２％	
５０万円以上６０万円未満	３％	
６０万円以上７０万円未満	４％	
７０万円以上	５％	

※ チケット業者による印紙及び証紙の売上額はＣに含めずＡに含める。

２　常設委託売店を使用しない経営委託の場合

○　計算式:（Ａ＋Ｂ）×次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

Ａ：各月の標準税率対象商品の売上額

Ｂ：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

各月売上額（A）	手数料率（B）	納付期日
３０万円未満	０％	翌月の１５日
３０万円以上	０．５％	

３　管理手数料の端数処理

管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

仕　様　書（その２）

１　募集業種
　理容（カット専門又はフルサービス）

２　設置場所
　新学生会館２階

３　委託する店舗面積
　約８０㎡

４　営業日、営業時間等
（1）　営業日
　原則として、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く週５日以上とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
（2）　営業時間
　０９：００～１９：００までの間で集客時間帯を踏まえ、別途協議する。

５　販売品目
　理容（カット専門又はフルサービス）

６　その他の営業条件
　学生、職員等の福利厚生施設として相応しい料金設定とすること。